

令和元年 11 月 20 日

関係団体 各位

厚生労働省北海道労働局長



中小企業に対する時間外労働の上限規制等への円滑な適用に 向けた御協力のお願い

労働行政の推進につきましては、日頃より御協力を賜り感謝申し上げます。

さて、働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律（平成30年法律第71号）に基づき、中小企業に対し、令和2年4月1日から時間外労働の上限規制が適用され、令和3年4月1日から同一労働同一賃金が適用されることになります。

働き方改革を実現するためには、我が国の雇用の7割を占める中小企業・小規模事業者において働き方改革の趣旨を御理解いただき、そのうえで着実に取り組んでいただくことが必要です。また、昨今の人手不足感が高まる中小企業等においては、一層の生産性向上による企業の変革とともに、職場環境や労働者の待遇改善などを図ることにより「魅力ある職場づくり」を進めていくことが重要です。

こうした中で、北海道労働局においては、平成31年4月から札幌市に「北海道働き方改革推進支援センター」（以下、「センター」という。）を民間委託で開設し、社会保険労務士等の労務管理・企業経営の専門家による個別相談、セミナーを開催しております。

つきましては、貴団体におかれましても、働き方改革への取組を御理解いただき、会員企業・団体のセンター利用勧奨、セミナーや個別相談への参加勧奨などに御協力をお願いいたします。

なお、大企業・親事業者が自社の働き方改革等により、下請等中小事業者に適正なコスト負担を伴わない短納期発注や発注内容の頻繁な変更を行うなどの「しづ寄せ」が生じることのないよう取引上必要な配慮を賜りますよう、併せてお願い申し上げます。